

令和6年度
即戦力となる火山人材育成プログラム

火山研究人材育成等支援事業
(火山研究人材育成等支援事業費補助金)

公 募 要 領



令和6年8月
文部科学省
研究開発局地震火山防災研究課

目次

1 事業の概要

- (1) 背景・課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (2) 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

2 公募の概要

- (1) 補助対象機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (2) 採択予定件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- (3) 補助事業期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (4) 補助対象経費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- (5) 応募方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- (6) 公募説明会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

3 審査方法

- (1) 審査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- (2) 審査の観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- (3) 採択結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- (4) スケジュール（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

4 取組の実施

- (1) 計画書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- (2) 補助金の交付手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- (3) 進捗状況の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- (4) 実績報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- (5) 補助金の額の確定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- (6) 成果の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- (7) 成果の発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

5 留意事項

5-1 競争的研究費制度に準じた記載事項

- (1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置・・・・・・・・・・・・・11
- (2) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保・・・・・・・・・・・・・13
- (3) 繰越について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- (4) 府省共通経費取扱区分表について・・・・・・・・・・・・・13
- (5) 費目間流用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (6) 年度末までの研究期間の確保について・・・・・・・・・・・・・14
- (7) 間接経費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- (8) 研究設備・機器の共用促進について・・・・・・・・・・・・・14
- (9) 博士課程学生の処遇の改善について・・・・・・・・・・・・・15
- (10) 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について・・・・・・・・・・・・・16
- (11) 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について・・・・・・・・・・・・・17
- (12) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について・・・・・・・・・・・・・17

(13) URA 等のマネジメント人材の確保について	18
(14) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	18
(15) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	19
(16) 社会との対話・協働の推進について	19
(17) 研究データマネジメントについて	20
(18) 論文謝辞等における体系的番号の記載について	21
(19) 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について	22

5-2 ガイドライン対象制度における記載事項

(20) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく体制整備について	22
(21) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について	22
(22) 不正使用及び不正受給への対応	24
(23) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	24
(24) 関係法令等に違反した場合の措置	24
(25) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について	24
(26) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について	25
(27) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について	25
(28) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	27

5-3 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)利用制度等における記載事項

(29) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	28
(30) e-Rad からの内閣府への情報提供等について	28
(31) 研究者情報の researchmap への登録について	28

1 事業の概要

(1) 背景・課題

我が国における火山研究者の育成及び継続的な確保を推進するため、火山の調査研究について高い専門性を有する大学等が行う教育カリキュラムの編成、講義・実習等の運営に取り組んでいる。火山噴火の現象は多様で予測が難しく、これを科学的に理解し、適切な対策につなげていくには火山研究者の育成と確保が必要不可欠である。このため、平成 28 年度から「次世代火山人材育成総合プロジェクト」により、大学や地方公共団体と連携しながら、幅広い知識・技能を持つ次世代の火山研究者の育成を推進してきた。

一方、令和 6 年 4 月の改正活火山法の施行に伴う火山調査研究推進本部の設置により、火山研究の推進のための研究者ニーズの急増が見込まれる中、火山研究者の数は十分ではない等（火山研究者数 117 名（令和 4 年度））、火山研究の推進に支障をきたすおそれがあることから、即戦力となる火山人材の育成は喫緊の課題である。とくに、火山防災の実務を担う自治体等における専門人材のニーズは高く、自治体等の実務者の専門知識・技能の取得や、能力の向上を促すことも課題である。

(2) 目的

上記の背景・課題を踏まえ、「即戦力となる火山人材育成プログラム（以下、本事業）」では、即戦力として我が国における火山研究や火山に関する業務に携わる者の育成及び継続的な確保を推進し、将来的に火山関連業務に従事する高度な専門を有する人材を育成することを目的とする。

2 公募の概要

本公募では、原則として、次の 3 項目全てを実施し、将来的に火山関連業務に従事する高度な専門人材を有する人材を育成する機関を公募する。

- ① 火山研究者を目指す社会人等への学び直しの機会の提供
- ② 地震学・地質学・地球物質科学・その他関連分野の研究者等の火山研究への参画推進
- ③ 国・地方公共団体・民間企業・団体等において火山に関する業務に携わる者や携わる可能性がある者（以下、火山実務者という。）への火山の専門知識・技能の取得支援

(1) 対象機関

原則として、大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学をいう。）を対象機関とする。

なお、複数の機関により共同申請することができる。共同申請に当たっては、1 つの大学が課題責任機関となり、その他は共同実施機関となる。課題を実施する上で連携協力する機関は協力機関となる。

共同申請可能な機関および協力機関は、大学のほか、高等専門学校、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人、地方公共団体の研究機関、又はその他法律に規定されている法人（民間企業、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人（NPO 法人）等）とする。

(2) 採択予定件数

採択予定件数は若干数（1～2 件程度）とする。1 件の応募に対し、複数機関での共同実施（コンソーシアム等）を認める。

(3) 補助事業期間

補助期間及び補助額は、以下のとおりとする。補助額は事業計画の内容等を勘案して予算の範囲内で年度ごとに決定する。

事業補助期間：5年以内^{※1}

補助額：1件あたり年間100百万円程度まで^{※2}

(※1、※2) 補助期間終了後も実施機関が自主的に課題を継続できるよう、補助期間終了後を見据えた資金計画を立てること。

(4) 補助対象経費について

(i) 補助額の算定

補助事業を実施するために実施機関が実際に負担（支出）した補助対象経費から、補助事業の実施により得られる受益者負担分のうち、補助対象経費に充てるべきものとされる部分を減額した収支差に相当する額を補助額とする（ただし、補助金交付決定額を上限とする）。

【補助額の算定式】

補助金交付額 = 補助対象経費 - 自己充当額（補助対象外費^{※3}）

(※3) 受益者負担が適切と考えられる経費について、補助対象経費に充てるべきものは、例えば、研修を行う場合に積算根拠に補助対象経費に該当しない経費（以下「補助対象外経費」という。）が含まれるか、また、補助対象経費がどの程度含まれるかを判定した上で算定する必要があるため、補助金の申請の際には受益者が相当額を分担する考え方等、詳細が分かる資料を文部科学省に提出し、承諾を得なければならない。

(ii) 補助対象経費の費目

複数機関で共同申請を行った場合、共同実施機関は間接補助事業者として、課題責任機関である補助事業者より補助金の交付を受けとることができる。

補助対象経費は、事業計画の遂行に必要な経費で、直接経費、間接経費で構成する。直接経費は、事業を実施する上で直接必要となる経費（物品費、人件費・謝金、旅費、事業費等）に使用できる。事業の推進に資する研究に係る経費等を、間接的経費として手当することを可能とする。

事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう、留意すること。経費の使途の有効性を十分に検討し、計画に見合い、かつ、実施期間終了後も事業に関わる研究を継続できるよう、事業実施期間（最大5年間）における適切な規模の所要経費を算出すること。

受講生（学生・研修生）への旅費、人件費等の支援は、コンソーシアム等が提供する教育プログラムに参加する学生を対象とする。ただし、社会人大学院生等、給与等の収入を得ている受講生については一部項目について補助対象外とする。なお、経費は、予算状況により変わる場合がある。

学び直しを目的とする博士後期課程修了に必要な経費については、原則として、火山研究分野以外で博士前期課程を修了した者、民間・自治体で1年以上の勤務歴がある者を補助の対象とし、1年以内に火山研究分野で博士前期課程を修了した者は補助の対象外とする。また、補助の対象となる場合も、給与等の取得状況により補助額を判断する。

関連分野との共同研究、海外派遣、事業実施者外による教育については、事業実施者内における火山人材育成に係る教育目的や教育内容を達成する上での必要性や、派遣による効果等を確認した上で、補助対

象とするかを判断する。

教育・共同研究資機材の購入や、計算コードの導入については、事業実施者が保有する既存のものでの教育の実施の可否、事業実施者における人材育成に係る教育目的や教育内容を達成する上での必要性、教育資機材の購入による効果等を確認した上で、補助対象とするかを判断する。

火山の専門知識・技能の取得支援において、受益者負担の適正等を確認したうえで、補助額を判断する。

各講義等の担当責任者は事業実施者の教員であることを基本とし、講義、教材作成等の外部への委託については、事業実施者の火山人材育成に係る教育目的や教育内容を達成する上での必要性、事業実施者における実施の可否、費用対効果等を確認した上で、補助対象とするかを判断する。

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、「消費税」という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることがある。

これは、補助事業者が消費税の確定申告時に、仕入控除した消費税等相当額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等相当額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されたものである。しかしながら、上記の報告は、補助金精算後に行う確定申告に基づく報告となり、失念等による報告もれが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出することとする。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④ 国又は地方公共団体（特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

各経費については、以下のとおり。

【直接経費】

＜物品費＞

① 設備備品費

事業を遂行するに当たり必要な設備備品の購入について使用できる。また、設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費についても使用できる。なお、建物等施設の建設及び改修等、不動産取得に関する経費については使用することができない。

＜消耗品費＞

事業を遂行するに当たり必要な資材、部品、消耗品等の購入について使用できる。

＜人件費・謝金＞

① 人件費

事業を遂行するに当たり必要な教育研究指導及びその支援その他の労働を行った人に対する賃金、手当について使用できる。国から交付金等で支弁される者の人件費は計上不可。

② 謝金

事業を遂行するに当たり必要な専門的知識、情報、技術の提供等の協力を得た人に対する謝金か謝礼について使用できる。

<旅費>

事業を遂行するに当たり必要な旅費（国内外の出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当、旅行雑費）や外国人招へい経費（交通費、宿泊費、日当、滞在費、旅行雑費等）について使用できる。ただし、社会人受講生（大学院生及び研修受講者）の旅費については、受益者負担の適正化の観点から補助の対象外とする（受講生が給与を得ている機関から旅費・滞在費等を受け取することを妨げない）及び諸謝金。

なお、航空運賃は原則エコノミークラス料金とする。

<その他>

① 印刷製本費

事業を遂行するに当たり必要な資料等の印刷・製本について使用できる。

② 会議費

事業を遂行するに当たり必要な会議、研究集会の開催等について使用できる。

③ 通信運搬費

事業を遂行するに当たり必要な物品の運搬、通信・電話料等について使用できる。

④ その他

事業を遂行するに当たり必要なその他経費（物品等の借損及び使用、研究機関内の施設・設備使用料、学会参加費、研究成果発表費、保険料（法律で保険料の支払いが義務づけられているものに限る）、データ・権利等使用料等）について使用できる。

事業の遂行に直接関連のない経費（酒類や講演者の慰労会、懇親会等の経費、事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することができない。

【間接的経費】

本補助金をより効果的・効率的に活用できることを目的に、本事業の推進に資する教育・研究・研修に係る経費等を、間接的経費（直接経費の30%を上限とする。）として使用することを可能とする。事業を遂行するために必要であり、事業の本質をなさない定型的な業務についても雑役務費として請負外注で他に行わせることができる。また、博士課程を修了するための教育研究活動費を間接経費から支出可能とする。ただし、事業・給与収入等を得ている社会人大学院生については補助の対象外または減額対象とする。

その他、間接的経費の主な使途としては、以下を参照すること。

間接的経費の主な使途の例示

被補助機関において、教育・研究・研修の推進に資する研究部門等に係る経費のうち、以下のものを対象とする。なお、下記の例示に記載があっても、本委託研究の推進に資する目的以外の経費への支出は対象外とする。

①研究部門に係る経費

(ア) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費 等

(イ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(ウ) 特許関連経費

(エ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(オ) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(カ) 設備の整備、維持及び運営経費

(キ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(ク) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

(ケ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

等

②管理部門に係る経費

(コ) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(サ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

等

③その他の関連する事業部門に係る経費

(シ) 研究成果展開事業に係る経費

(ス) 広報事業に係る経費

等

(5) 応募方法

応募書類は、研究課題の採択の可否を決定するために実施する審査委員会の審査資料となる。応募書類（①～④）に必要な事項を記載した上で、電子ファイルを E-mail により（iv）の提出先に提出すること。なお、提出に当たっては下記事項を厳守すること。

代表実施者は、補助金の交付を受ける研究者であり、計画の遂行に関する全ての責任を負う者である。共同実施者は、事業計画を共同で遂行する者である。このうち、100 万円以上の補助金の交付を受け、自ら管理する者（以下「補助金の交付を受ける共同実施者」という。）を代表実施者は決定することができる。補助金の交付を受ける共同実施者は、交付された補助金の執行に係る全て責任を負う。

協力者は、代表実施者又は補助金の交付を受ける共同実施者の研究計画の遂行に協力する者である。

(i) 応募書類一式

以下の電子ファイルを作成すること。

- ① 公募申請書（様式 1）
- ② 事業提案書（様式 2）
- ③ 要望額書（様式 3）
- ④ 申請受理票（様式 4）

(ii) 応募書類一式の入手方法

応募書類一式は、文部科学省ホームページからダウンロードできる。

(iii) 公募期間

公募開始日：令和 6 年 8 月 30 日（金）

公募締切日：令和 6 年 9 月 27 日（金）12 時 00 分（厳守）

(iv) 提出先

下記の提出先に提出すること。メールの件名は「令和 6 年度火山研究人材育成等支援事業（実施機関名）応募」とすること。

E-mail アドレス：jishin-pc@mext.go.jp

(v) その他

応募書類の提出方法は E-mail 以外認めない。ただし、添付ファイルをサーバー上に格納し、E-mail に格納アドレスを明記することを認める。また、様式 1～4 の書類は分割せずに 1 つのファイルとして提出すること。

公募締切日を経過して提出された応募書類は無効とする。

応募書類に不備がある場合は審査対象外となる場合がある。

応募書類の様式は変更してはならない（行の追加は可）。また、必要がある場合は、適宜参考資料を添付することができる。

公募締切日後の応募書等の提出、差し替え及び訂正は認めない。

(6) 公募説明会の開催

公募説明会を下記の日時にオンラインで開催する。参加を希望する機関は氏名、所属、電話番号及び連絡先となる E-mail アドレスを記載した上で、令和 6 年 9 月 5 日（木）までに、受付先（E-mail アドレス：jishin-pc@mext.go.jp）に申込みを行うこと（参加状況により、参加日時に変更が生じる場合がある）。なお、本説明会に参加しなかった場合でも本事業に応募することは可能である。

公募説明会の日時：令和 6 年 9 月 6 日（金）13 時 30 分～

3 審査方法

(1) 審査の方法

文部科学省では審査委員会（原則として、外部有識者 5 名以上により構成）を設置し、書面審査および必要に応じてヒアリング審査を実施する。審査会は、応募書類に基づき、審査を行う。審査会は、外部からの影響を排除し、応募された課題に含まれるアイデアやノウハウ等の情報管理を行う観点から非公開で行う。

審査に当たっては、応募者と利害関係にある委員は当該応募者が応募した研究審査の課題において、審査を行わないものとする。審査会での審査結果により採択候補を選定し、文部科学省に意見する。文部科学省は意見をもとに採択を決定する。

書類審査において確認が必要と判断された事業について対面により事業計画等を聴取するヒアリング審査を行う。

なお、公平かつ公正な競争という観点から、審査委員及び担当職員にも遵守しなければならない事項を「審査要領」として定めている。「審査要領」の概要は以下の通りである。

- 事業の選定は審査委員会によって決定すること
- 審査委員は、審査で知り得た情報を口外してはならないこと
- 審査委員は、競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず事務担当課にそのことを申し出なければならないこと※¹
- 審査委員は、「審査委員の利害関係者に対する審査基準」※²に従わなければならないこと

※¹ 事務担当課は審査委員全員及び大臣官房会計課監査班にそのことを報告しなければならない。

※² 「審査委員の利害関係者に対する審査基準」は別紙を参照。

(2) 審査の観点

令和 6 年度事業の審査では、将来的に火山研究・火山防災の実務に従事する人材を育成していく事業の採択に重点を置き、関連分野に関する基礎的事項を教授するプログラムの採択を目指す。具体的には以下のとおりとする。

- ・ 事業の内容が本事業の目的及び事業内容と合致していること
- ・ 事業の実施方法が本事業の目的を実現する手段として妥当なものであること
- ・ 見積り内容が合理的かつ明確であり、妥当な積算がなされていること
- ・ 補助期間終了後に自立的に事業を継続する方策が担保されていること
- ・ 活動結果として具体的な成果が期待できること

加えて、受講者の知見の習得度合等の成果を把握し、今後の改善に資する取組を事業に含めることを推奨・評価する。

(3) 採択結果の通知

代表実施者又は連絡担当窓口に対して採択結果を通知する。

なお、面接審査を実施する場合は、対象課題の代表実施者又は連絡担当窓口にのみ連絡を行い、審査の途中経過等に関する問合せは受け付けない。

また、採択に当たっては、例えば、事業計画が不十分な場合、事業内容の修正提案を行う場合等、審査時点で事業の実現性等を見通すことが困難な事業に対し、課題の内容、補助期間、経費及び実施体制等に関して条件を付すことがある。

(4) スケジュール (予定)

公募締切り後～9月	課題審査 (書類審査・ヒアリング審査)
10月頃	採択課題の決定・公表
採択課題決定後	交付申請手続
交付申請手続完了後	事業開始

4 取組の実施

(1) 業務計画書等の提出

審査会による採択候補の選定の意見に基づき課題が採択された場合は、補助金の交付を受けようとする代表実施者および共同実施者は、採択課題決定後の所定期間内に業務計画書等を作成し、文部科学省研究開発局地震火山防災研究課に提出することとする。遅延なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備することが望ましい。共同実施者がある場合は共同実施者にも周知すること。

- ① 業務計画書
- ② 業務経費内訳
- ③ 業務経費の積算根拠資料 (謝金単価表、旅費支給手当、見積書等)
- ④ 銀行振込依頼書
- ⑤ 文部科学省地震火山防災研究課から理由書等の提出を求められた場合

代表実施者及び共同実施者は業務計画書に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算を作成し、文部科学省に提出すること。なお、これらについては審査委員会の結果に基づき、修正を求めることがある。

(2) 進捗状況の報告

実施者 (代表実施者及び共同実施者) は、事業の実施に当たって業務計画書を遵守すること。ただし、陣直状況に応じて、所期の提案内容が基本的に変更にならない範囲で、文部科学省から指示があった場合は、適切に対応すること。

毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出すること。文部科学省は業務の進捗状況を確認する場合があります。関連する報告を求めるとともに、実施場所において実際の状況の確認を行うことがある。必要に応じて、助言を行うことがある。併せて、額の確定調査等、適宜経理面の確認を行う。なお、額の確定調査にあたっては、説明のために概略資料を作成することとする。

(3) 補助金の額の確定

実績報告書を文部科学省地震火山防災研究課で内容を確認した後、補助金の交付を受ける研究者宛てに交付額確定通知が発出される。

(4) 成果の管理

事業開始に当たっては、補助事業の継続性等について評価を行い、事業開始後も、必要に応じて事業期間中の年度ごとに補助事業終了後の継続性等について詳細に確認を行う。

また、補助期間の最終年度に、補助事業の実績・成果・継続性等について評価を行う。

なお、補助事業であるため、成果は実施機関に帰属するが、国の予算による事業であること及び人材育成事業であるという観点から、本補助事業で作成したテキストや教材等は積極的に公開することが望まし

い。

採択後に行う評価の結果によって事業内容の一部変更を求めることもあり得る。

(5) 成果の発表

補助金により印刷・製本した報告書・書籍・パンフレット等がある場合は、必ず添付してください。また、当該印刷物等には、「令和○年度において、火山研究人材育成等支援事業補助金（即戦力となる火山人材育成プログラム）を受け、実施した研究の成果」である旨を必ず明記してください。

補助金による成果を雑誌・書籍に掲載する場合や学会等において発表する場合は、「令和○年度において、火山研究人材育成等支援事業補助金（即戦力となる火山人材育成プログラム）を受け、実施した研究の成果」である旨を必ず明記してください（５－２（１８）関連記述参照）。

5 留意事項

5－1 競争的研究費制度に準じた記載事項

(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費その他の研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの^{※1}。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合、本補助事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行います。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本補助事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本補助事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本補助事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

（※1）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本補助事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本補助事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間^{※2}に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本補助事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本補助事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本補助事業において、研究課題の不採択等を行うことがあります。

（※2）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費その他の研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

（i）現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報

応募時に、代表実施者・共同実施者等について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）に記載いただきます。応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち、秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り取り扱います。

応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。

ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合等、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費その他の研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

（ii）その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援^{※3}を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に

基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

(※3) 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad等を通じて、他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費制度の担当課間で共有することがあります。

(2) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。かかる観点から、競争的研究費その他の研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

(3) 繰越について

自然災害など避け難い事故によって年度内に支出を終わらせることができなくなった場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

(4) 府省共通経費取扱区分表について

本補助事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に準じて、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては府省共通経費取扱区分表を参照してください。

(5) 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

（６）年度末までの研究期間の確保について

本補助事業においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下のとおり対応いたします。

- ① 実施機関及び実施研究者（代表実施者及び共同実施者）に対して、事業完了後、速やかに成果物として業務完了届を提出することを義務づけ、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- ② 会計実績報告書の提出期限を５月３１日とする。
- ③ 研究成果報告書の提出期限を５月３１日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

（７）間接経費について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の使用に当たり、研究機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、研究者への説明等を通して用途の透明性を確保してください。また、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から５年間適切に保管してください。

間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費の使用実績を翌年度の６月３０日までに e-Rad により報告してください（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。

報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

なお、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成１３年４月２０日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改訂により、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする事業に限り、会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立に使用することが可能となりました。

（８）研究設備・機器の共用促進について

「第６期科学技術・イノベーション基本計画」（令和３年３月２６日閣議決定）や「統合イノベーション戦略２０２３」（令和５年６月９日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和４年３月に策定しました。

これらを踏まえ、本補助事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用等に積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「第6期科学技術・イノベーション基本計画」[閣議決定（R3.3.26）]

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

○「統合イノベーション戦略2023」[閣議決定（R5.6.9）]

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2023_honbun.pdf

○「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（R4.3策定）

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNQo

○「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

○「新たな共用システム導入支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>

○「コアファシリティ構築支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

（9）博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払う等、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本補助事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本補助事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意事項）

・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。

・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度^{※1}の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

（※1）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40万円以上45万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19日～20日）の勤務時間（7時間45分～8時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。）

・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。

・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

（10）若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」（平成31年2月25日文部科学省）において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保する等、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本補助事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、実施期間（5年等）を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

（11）男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進について

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和

2年12月25日閣議決定)」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定)」において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じて男女双方の研究活動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。さらに、保護者や教員等も含め、女子中高生に理工系の魅力を伝える取組を通し、理工系を中心とした修士・博士課程に進学する女性の割合を増加させることで、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破し、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていくこととしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違い等、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、本補助事業においても女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

(12) 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政等様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費等の活用も検討してください。

- ・申請書に、公的研究費により雇用する若手研究者に対する多様なキャリアパスを支援する活動計画(以下「キャリア支援活動計画」という。)(例:機関が行う企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等への参加の推奨、異分野を含めた研究活動への主体的な参加の推奨等)を記載してください。なお、キャリア支援活動計画は審査の際に確認します。

- ・若手研究者の能力開発に要する経費は、研究活動を支える基盤的な経費であるとの考え方に基づき、上記の申請書に記載したキャリア支援活動計画に基づく若手研究者の活動の一部を、研究エフォートの中に含めることができます。

- ・中間評価や事後評価においては、上記のキャリア支援活動計画に基づく取組状況や若手研究者の任期終了後の進路状況を報告して頂きます。その内容はプラスの評価の対象とします。

また、評価に当たっては、研究活動の妨げにならないよう、若手研究者が公的研究機関(雇用主である機関以外の公的研究機関を含む)の取組(例:企業等と協働して行う講義、長期インターンシップ、企業交流会、カウンセリング等)に参加する場合には、その取組を代表実施者が直接行うキャリア支援に代わる取組として、プラスの評価の対象とします。

(13) URA等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)において、URA等のマネジ

メント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するURA等のマネジメント人材が本補助事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本補助事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

併せて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させる等積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費等の活用も検討してください。

さらに、本補助事業では、実施期間終了後の自立的な運営に向けた取組を求めていることから、当該マネジメント人材と有期の雇用契約を締結している場合においては、適切な評価等によって無期の雇用契約とする等、当該マネジメント人材が安定的な職を得られる仕組の導入が望まれます。

（１４）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が本補助事業で各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制^{※1}が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型^{※2}に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本補助事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本

補助事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

○ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

○ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

○ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

（15）国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

平成28年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。これに関し、平成29年2月17日付けで28受文科際第98号「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文11の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳（外務省告示第463号（平成28年12月9日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

（16）社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）」（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。

本公募に採択され、1件当たり年間3,000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いいたします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

(17) 研究データマネジメントについて

研究データの管理・利活用に関しては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)や「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)等において、我が国の研究開発活動の自律性の確保と国際的なオープンサイエンスの推進の観点から、研究データの戦略的な保存・管理の取組とともに、研究成果のより幅広い活用が求められています。

については、本補助事業に採択された代表実施者は、実施機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、文部科学省地震火山防災研究課で定めたメタデータ^{※1}を付与していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

(参考)メタデータの付与について

メタデータは研究データ基盤システム^{※2}(の公開基盤)にて登録することが可能であり、登録された(研究データのうち公開設定がなされた)メタデータは同システムの検索基盤(CiNii Research)から検索することが出来るようになります。

なお、メタデータが検索可能となるような相互運用性のあるその他のプラットフォーム(代表的な機関リポジトリ^{※3}であるJAIRO Cloud^{※4}以外の機関リポジトリ、JaLC^{※5}を経由してDOIを取得しているデータベース、CiNii Research^{※6}と連携している分野別データベース等)にメタデータを登録することも可能です。

詳しくは、各所属機関のメタデータ登録に係る担当者にご相談ください。

(参考)用語補足

(※1)メタデータ・・・公開するデータ自体がどのようなデータであることを示す情報のこと。データの作成日時や作成者、データ形式、タイトル等。データを一元的、かつ効率的に管理するため等に用いられる。

(※2)研究データ基盤システム(NII Research Data Cloud)・・・「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」にて「我が国における研究データの管理・利活用のための中核的なプラットフォーム」として位置づけられたシステム。研究データを管理するための管理基盤(GakuNin RDM)、研究データを公開するための公開基盤(JAIRO Cloud)、メタデータを検索するための検索基盤から構成される。

(※3)機関リポジトリ・・・大学等の研究機関による所属研究者向けのサービスで、教育・研究成果としての知的生産物を電子的形態で収集・保存・公開するために設置する電子アーカイブシステム。

(※4) JAIRO Cloud (ジャイロクラウド)・・・オープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR) と、国立情報学研究所 (NII) との共同運営による、クラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス (JPCOAR 会員向けサービス)。コミュニティサイトやユーザ窓口等の運用は JPCOAR、開発は NII^{※7} が担っている。

(※5) JaLC (ジャパンリンクセンター)・・・電子化された論文等の学術コンテンツに、国際標準の識別番号 (Digital Object Identifier, DOI) を付与する権限を持つ機関。JST (科学技術振興機構)、NIMS (物質・材料研究機構)、NII (国立情報学研究所)、NDL (国立国会図書館) が共同で運営している。

(※6) CiNii Research (サイニィ リサーチ)・・・誰でも利用できる論文、図書・雑誌や博士論文等の学術情報で検索できるデータベース・サービス。NII が開発・運用している。

(※7) NII・・・大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所

また、本プランは、研究計画書と併せて文部科学省地震火山防災研究課へ提出していただきます。

なお、提出いただいたデータマネジメントプランは、今後の研究者支援の改善や、本方針の見直しを含む研究データの保存・管理及び公開にかかる取組の検討・促進に資すること等を目的に、文部科学省地震火山防災研究課での分析に活用いたします。また、分析で得られた統計データ等は必要に応じて公開をすることがあります。ただし、個々の研究活動や研究者個人が特定される情報は一切公開いたしません。

(18) 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本補助事業により得た研究成果を発表する場合は、本補助事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment (謝辞) に、本補助事業により助成を受けた旨を記載する場合には「Volcano Practical Human Resource Development Support Program Japan Grant Number JPJXXXXXX」を含めてください。論文投稿時も同様です。本補助事業の体系的番号については、採択後に研究実施者に対してお知らせいたします。

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

(1) 論文に関する事業が一つの場合 (体系的番号「JPJ123456」)

【英文】

This work was supported by MEXT Volcano Practical Human Resource Development Support Program Japan Grant Number JPJXXXXXX.

【和文】

本研究は、文部科学省火山研究人材育成等支援事業 JPJXXXXXX の助成を受けたものです。

(2) 論文に関する事業が複数 (二つ) の場合 (体系的番号「JPJXXXXXX」「JPJYYYYYYY」)

【英文】

This work was supported by MEXT Volcano Practical Human Resource Development Support Program Japan Grant Number JPJXXXXXX and MEXT YYYYY Program Japan Grant Number JPJYYYYYYY.

【和文】

本研究は、文部科学省火山研究人材育成等支援事業 JPJXXXXXX, 【□□省□□事業】JPJYYYYYYY の助成を受けたものです。

(19) 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

文部科学省では、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創

出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。

民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、令和5年4月時点で、8件のサービスを認定しています。共同研究者の探索、研究成果の広報・事業化、研究資金や研究機器の調達等、多種多様なサービスがございますのでぜひご活用ください。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブサイトより御覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

5-2 ガイドライン対象制度における記載事項

（20）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本補助事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）※¹の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費等の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費等の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

（※1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

（21）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について

本補助事業の交付に当たり、各機関では標記ガイドラインに基づく研究費等の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に回答・提出することが必要です。（チェックリストへの回答・提出がない場合の交付は認められません。）

このため、令和6年4月1日以降に、以下の文部科学省ウェブサイトの内容を確認の上、令和6年10月31日（木）までに当該ウェブサイトの記載内容にしたがってチェックリストの回答・提出を行ってください。

この回答・提出に係る手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの回答・提出手続きは不要です。以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

（体制整備等自己評価チェックリストの回答・提出に関する文部科学省ウェブサイト）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

（２２）不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費等の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、以下のとおり厳格に対応します。

○研究費等の不正使用等が認められた場合の措置

（ⅰ）交付決定の取り消し等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

（ⅱ）申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本補助事業の研究費等の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本補助事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

（※1）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表実施者又は共同研究者等として参加することを指す。

（※2）「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4} ）
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	（１）個人の利益を得るための私的流用		10年
	（２） （１）以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により本事業における研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年

3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年
--	------------------------------------

(※3) 以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・表中1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・表中3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(※4) 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 不正事案の公表について

本補助事業において、研究費等の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本補助事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数等）について、文部科学省において原則、公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(23) 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度^{※1}において、研究費等の不正使用等により制限が行われた研究者については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」〔競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ（R3.12.17改正）〕に準じて、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本補助事業への申請及び参加資格を制限します。

なお、「他の競争的研究費制度」については、【令和6年度以降^{※2}】に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、【令和5年度以前^{※3}】に終了した制度においても対象となります。

(※1) 現在、具体的に対象となる制度については、以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(24) 関係法令等に違反した場合の措置

補助事業等を実施するに当たり、関係法令・指針等に違反した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがあります。

(25) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）^{※1}を遵守することが求められます。標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての

競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

(※1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下の文部科学省ウェブサイト参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(26)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本補助事業の交付に当たり、各研究機関^{※1,2}は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の交付は認められません。)

このため、令和6年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和6年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、【令和6年10月31日(木)】までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブサイト参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

(※1) 提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイト参照してください。)

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(※2) 文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日(9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

(27)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本補助事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 交付決定の取り消し等の措置

本補助事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金についても交付しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格制限の措置

本補助事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任がある

と認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本補助事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度等において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（※1）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表実施者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合等、特に悪質な者			10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

（iii）他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置
他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独

立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本補助事業への申請及び参加資格を制限します。

なお、「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和6年度以降^{※1}に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和5年度以前^{※2}に終了した制度においても対象となります。

（iv）不正事案の公表について

本補助事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各研究機関において適切に対応してください。

現在文部科学省において公表している不正事案については、以下ウェブサイトを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

（28）研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本補助事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、実施責任者[※]は、本補助事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を、書面または電子システムで提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 * 殿

(実施責任者が研究者でない場合) ○〇大学長

(実施責任者が研究者の場合) ○〇 ○〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

5-3 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) 利用制度等における記載事項

(30) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic(電子)の頭文字を冠したものです。

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(制度名、研究課題名、所属研究機関名、代表実施者名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本補助事業のウェブサイトにおいて公開します。

(31) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

(32) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報

の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなる等、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

(i) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問合せは、文部科学省地震火山防災研究課にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本補助事業ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問合せ	文部科学省地震火山防災研究課 (久利、近藤、永野)	03-6734-4137 (直通) jishin-pc@mext. go. jp
e-Rad の操作方法に関する問合せ	e-Rad ヘルプデスク	0570-057-060 (ナビダイヤル) 午前 9:00~18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

○ 【本補助事業ウェブサイト：準備中】 ○ e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp/>

(ii) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。

サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。